

島根県の

公共事業再評価

公共事業の効率性・透明性の向上を図る

再評価とは？

公共事業の効率性・透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後一定期間を経過している継続中の事業の評価を行い、事業継続が妥当かどうか等の判断を第三者からなる公共事業再評価委員会に意見を求めながら行っていきます。

《対象事業(主なもの)》

- ・事業採択後5年を経過した未着手の事業
- ・事業採択後10年を経過している継続中の事業
- ・再評価後5年を経過している未着工又は継続中の事業
- ・社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

※詳しくは「島根県公共事業再評価実施要綱」をご覧ください。

再評価のすすめ方

1. 県側で対象の事業を、様々な視点から再評価します。
2. 公共事業再評価委員会は、その中から事業を抽出し、現地の状況を確認するなど、より詳しく審議します。(写真①、②)
3. 審議の結果を、再評価委員会から知事に対し意見具申します。
4. 知事は意見具申を尊重し事業を実施の判断をします。

①(再評価委員会開催状況)



②(現地調査状況)



お問い合わせ

島根県土木部技術管理課 TEL 0852-22-5650

関係資料の公開：<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kaikaku/saihyouka>